

ICカード乗車券取扱約款

第1章 総則

(この約款の目的)

第1条 この約款は、高松琴平電気鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICカードを媒体とした定期乗車券及びストアードフェアカード（以下「ICカード乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社が発行するICカード乗車券（以下「IruCa乗車券」といいます。）による当社線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。

2 この約款が改定された場合、以後のIruCa乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。
別に定めるものの主なものには、旅客営業規則（平成17年12月6日高松琴平電気鉄道株式会社公告）があります。

(用語の意義)

第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1)「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。

(2)「SF（ストアードフェア）」とは、IruCa乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。

(3)「IruCa」とは、ストアードフェアカード（切符を購入するのではなく、改札機で直接運賃の支払を行うカード）の機能のみをもつICカード乗車券をいいます。

(4)「IruCa定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつICカード乗車券をいいます。

(5)「自動改札機」とは、IruCa乗車券の改札を行う改札機をいいます。

(6)「携帯端末」とは、IruCa乗車券に入金してSFの積み増し、IruCa乗車券の改札及び精算を行う機器をいいます。

(7)「チャージ」とは、IruCa乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。

(8)「デポジット」とは、返却することを条件にICカードの利用権の代価として収受するものをいいます。

(IruCa乗車券の種類)

第4条 IruCa及びIruCa定期券の種類は別表1に定めるものとします。

(契約の成立時期及び適用規程)

第5条 IruCa乗車券による契約の成立時期は、IruCa乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札、若しくは携帯端末による改札を受けたときとします。

(約款等の変更)

第6条 この約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この約款及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(利用エリア)

第8条 I r u C a乗車券の利用エリアは当社線全線とします。

(利用方法)

第9条 I r u C a乗車券を用いて乗車するときは、前条に定める利用エリア内の駅相互間を自動改札機による改札、若しくは携帯端末による改札を受けて入場し、同一のI r u C a乗車券により自動改札機による改札、若しくは携帯端末による改札を受けて出場しなければなりません。

- 2 前項の定めにかかわらず、I r u C a乗車券は、I r u C a取扱い窓口または携帯端末で精算することができます。

(発売箇所)

第10条 I r u C aの発売はI r u C a取扱い窓口、I r u C a定期券の発売はI r u C a定期券取扱い窓口で行います。

(制限事項等)

第11条 1回の乗車につき、2枚以上のI r u C a乗車券を同時に使用することはできません。

- 2 入場時に使用したI r u C a乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該I r u C a乗車券で再び入場することはできません。
- 3 次の各号の1に該当する場合には、I r u C a乗車券は直接自動改札機で使用することができません。
 - (1) 入場時にS F残額がない(0円)とき(I r u C a定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内から入場する場合を除きます。)
 - (2) 出場時にS F残額が減額する運賃相当額に満たないとき
 - (3) I r u C a乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるI r u C a乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
- 4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。
- 5 I r u C a取扱い窓口または携帯端末で精算する場合を除いて、他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 6 偽造、変造又は不正に作成されたI r u C a乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第12条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止
 - (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法の制限
- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。
 - 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(ICカードの所有権)

第13条 I r u C a乗車券に使用するI Cカードの所有権は当社に帰属します。

- 2 I r u C a乗車券が不要となったとき及びそのI r u C a乗車券の所持資格を失ったときは、I Cカードを返却しなければなりません。
- 3 当社の都合により、予告なく貸与したI Cカードを交換することがあります。

(デポジット)

第14条 当社はIruCa乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。

- 2 前項にかかわらず、デポジットの額を変更することがあります。
- 3 IruCa乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、第15条、第24条、第25条、第39条又は第40条に定める場合を除き、当社は発売時に収受したデポジットと同額を返却します。
- 4 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(IruCa乗車券の失効)

第15条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はIruCa乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合にはIruCa乗車券は失効します。

- 2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第16条 IruCa乗車券は、自動チャージ機、携帯端末、IruCa取扱い窓口でチャージすることができます。

- 2 IruCa乗車券には、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSFの残額は20,000円を超えることはできません。

(SF残額の確認)

第17条 旅客は、IruCa乗車券のSF残額を自動チャージ機、携帯端末、IruCa取扱い窓口又は自動改札機で確認することができます。

(SF利用履歴の確認)

第18条 旅客はIruCa乗車券の利用履歴をIruCa取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴は、最近の利用履歴から60件までさかのぼって印字することができます。
- (2) 利用履歴の印字内容は、SFを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、残額とします。
- (3) 次の場合、利用履歴の確認はできません。

ア 出場処理がされていない利用履歴

イ 第9条の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

ウ 26週間を経過した利用履歴

第2章 IruCa

(IruCa所持資格)

第19条 IruCa各種カードの所持資格は別表3-1に定めるものとします。

- 2 「スクールIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」の購入に際して氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表5-1に定めるIruCa乗車券購入申込書、ゴールドIruCaについては別表5-2に定めるゴールドIruCa専用購入申込書に記載し、提出しなければなりません。
- 3 「スクールIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」は個人で複数枚を所持することはできません。

(発売額)

第20条 I r u C aの発売額は2,000円(デポジット500円を含む。)です。

2 前項にかかわらず、発売額を変更して発売することがあります。

(更新期限)

第21条 「スクールI r u C a」、「グリーンI r u C a」、「キッズI r u C a」、「ゴールドI r u C a」にはカード利用の更新期限があります。各種I r u C aの更新期限は別表3-1に定めるものとし、「スクールI r u C a」、「キッズI r u C a」の更新はI r u C a取扱い窓口において更新期限の14日前より受け付けます。「グリーンI r u C a」、「ゴールドI r u C a」の更新はI r u C a取扱い窓口において随時受け付けます。「スクールI r u C a」、「グリーンI r u C a」、「ゴールドI r u C a」の更新手続きには学生証・公的証明書・身体障害者手帳等の提示による本人確認が必要となります。

2 更新手続きのためだけの乗車に限り、最寄りのI r u C a取扱い窓口がある駅までの旅客運賃は無賃扱いとします。

(運賃の減額)

第22条 I r u C aを第9条の規定により使用する場合、出場時にI r u C aのS Fから当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、「グリーンI r u C a」、「ゴールドI r u C a」は片道普通旅客運賃の半額の運賃を、「キッズ I r u C a」は小児片道普通旅客運賃を、その他のI r u C aにあっては片道普通旅客運賃を出場時にS Fから減額します。

(効力)

第23条 第9条の規定により使用する場合のI r u C aの効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとします。また、「フリーI r u C a」から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児が使用することができます。
- (2) 「スクールI r u C a」、「グリーンI r u C a」、「キッズI r u C a」、「ゴールドI r u C a」は記名人のみが使用することができます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 入場後は、当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

第24条 I r u C aは、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 「スクールI r u C a」、「グリーンI r u C a」、「キッズI r u C a」、「ゴールドI r u C a」を本人以外の者が使用した場合
- (2) I r u C aを所持する旅客が別表3-1で定める所持資格を失った後に当該I r u C aを使用した場合
- (3) 旅行開始後のI r u C aを他人から譲り受けて使用した場合
- (4) その他不正乗車の手段として使用した場合

2 偽造、変造又は不正に作成されたI r u C aを使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用未遂の場合の取扱方)

第25条 偽造、変造又は不正に作成されたI r u C aを使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

2 前項に規定するほか、I r u C aを不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効と

して回収することがあります。

3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第26条 第24条第1項の規定により、I r u C aを無効として回収した場合は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

2 前項の規定により片道普通旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車がある場合で、接続列車に乗車したことが明らかなきときは、接続列車の出発駅）から乗車したものとして計算します。

(紛失再発行)

第27条 I r u C aを紛失した場合、旅客が別に定める申込書をI r u C a取扱い窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したI r u C aの使用停止措置を行い、その翌々日の窓口営業日から14日以内に再発行を行います。

(1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該I r u C a記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。

(3) 再発行を行う前に、I r u C aの処理を行う全ての機器に対して当該I r u C aの使用停止措置が完了していること。

2 「フリーI r u C a」であっても、前項(2)の情報を登録したカードについては再発行が可能です。

3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するI r u C a1枚につき紛失再発行の手数料100円とデポジット500円を現金で収受します。

4 当該I r u C aの使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできません。

5 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したI r u C aを発見した場合は、旅客は、これをI r u C aの払いもどしを行う駅に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したI r u C aとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行います。

(当社の免責事項)

第28条 紛失したI r u C aの使用停止措置が完了するまでの間に当該I r u C aの払いもどしやS Fの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

(障害再発行)

第29条 I r u C aの破損等によってI r u C aの処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をI r u C a取扱い窓口へ提出したときは、当該I r u C aのS F残額と同額のI r u C aの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(払いもどし)

第30条 旅客は、I r u C aが不要となった場合は、これをI r u C a取扱い窓口へ差し出して、当該I r u C aのS F残額の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該I r u C aの記名人本人であることを証明したとき（無記名の「フリーI r u C a」はこの限りでない）に限って払いもどしを行い、デポジットを返却します。この場合、手数料としてI r u C a1枚につき100円を収受します。

- 2 前項にかかわらず、I r u C a を所持する旅客が別表 3 - 1 で定める所持資格を失った I r u C a 乗車券の払いもどしを請求する場合は、手数料を収受しません。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第 3 1 条 旅客は、I r u C a で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 2 旅客は、I r u C a で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。ただし、一定時間内であれば自動改札機により発駅情報を消去することができます。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第 3 2 条 自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。

(1) 発駅までの無賃送還

この場合、乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、発駅での出場時にはカードの発駅情報の消去処理を行います。ただし、無賃送還中の途中駅で下車した場合は、次号に定める取扱いを適用します。

(2) 発駅に至る途中駅までの無賃送還

この場合、発駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅において I r u C a の S F 残額から減額します。

(3) 不通区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの片道普通旅客運賃相当額を、旅行中止駅において I r u C a の S F 残額から減額します。

- 2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

(回数割引)

第 3 3 条 第 22 条による減額を行う場合、「スクール I r u C a」は、利用回数に応じた割引（以下「回数割引」といいます。）を適用した割引後の額を減額します。なお、回数割引の割引額は、片道普通旅客運賃に別表 4 で定める利用回数に応じた割引率を乗じ、計算で生じた 1 0 円未満の端数は切捨てます。ただし、切捨てることにより割引が生じない場合に限り切上げます。

- 2 回数割引の適用期間は、カード購入後の初回入場日を割引開始日とし、その日から 1 ヶ月後を割引終了日とします。さらに、割引終了日を過ぎた初回入場日を新たな割引開始日とし、その日から 1 ヶ月後を次の割引終了日とします。以降、この適用期間を繰り返します。
- 3 回数割引の割引率を求める利用回数は、割引を受けようとする乗車を含めて積算した利用回数です。なお、割引開始日から積算を開始し割引終了日を過ぎた時点でそれまで積算してきた利用回数は初期化されます。
- 4 前項にかかわらず、割引率を変更することがあります。
- 5 「フリー I r u C a」、「グリーン I r u C a」、「キッズ I r u C a」、「ゴールド I r u C a」には回数割引は適用されません。

(乗継割引)

第34条 「フリーIruCa」、「スクールIruCa」を使用して当社の電車とことばバス株式会社等当社が定めるバス事業者（以下「バス事業者」といいます。）のバスを同日中に乗り継いだ場合、電車とバスを乗り継いだことによる割引（以下「乗継割引」といいます。）を適用した割引後の額を減額します。ただし、電車からバスに乗り継いで既にバス運賃で乗継割引の適用を受けた場合は、その後電車に乗り継いでも、連続して乗継割引の適用はありません。

2 乗継割引は、当社、バス事業者及び高松市補助金の合計100円を運賃から割引きます。

3 前項にかかわらず、割引額を変更することがあります。

4 「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」には乗継割引は適用されません。

第3章 IruCa 定期券

（IruCa 定期券所持資格）

第35条 IruCa 定期券には、通勤定期券・通学定期券があります。IruCa 定期券の所持資格は別表3-2に定めるものとします。

2 旅客は、IruCa 定期券の購入に際して氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表5-1に定めるIruCa 乗車券購入申込書に記載し、提出しなければなりません。また、障害者割引の適用条件は別表3-3に定めるものとします。

3 IruCa 定期券の新規購入、継続購入は有効開始日の14日前からです。

4 IruCa 定期券購入のためだけの乗車に限り、最寄りのIruCa 定期券取扱い窓口がある駅までの旅客運賃は無賃扱いとします。

（運賃の減額等）

第36条 券面表示の有効期間内であって、券面表示区間外を乗車する場合は、当該乗車区間は別途乗車として取り扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃相当額を収受します。この場合、「こども用IruCa 定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者用IruCa 定期券」にあつては片道普通旅客運賃の半額を、その他のIruCa 定期券にあつては片道普通旅客運賃を収受します。

2 券面表示区間を挟んで、券面表示区間外の駅相互間を乗車するとき、前後の券面表示区間外乗車運賃の合計額よりも通し運賃が安価となる場合は、通し運賃を収受します。

3 券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、乗車区間の片道普通旅客運賃を収受します。この場合、「こども用IruCa 定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者用IruCa 定期券」にあつては片道普通旅客運賃の半額を、その他のIruCa 定期券にあつては片道普通旅客運賃を収受します。

4 前各項において、SF残高が減額しようとする運賃以上であるときは、SFから減額します。この場合、「こども用IruCa 定期券」にあつては小児片道普通旅客運賃を、「障害者用IruCa 定期券」にあつては片道普通旅客運賃の半額を、その他のIruCa 定期券にあつては片道普通旅客運賃を収受します。

（再印字）

第37条 IruCa 定期券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 券面表示事項が不明となったIruCa 定期券は、これをIruCa 定期券取扱い窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

（効力）

第38条 IruCa 定期券は、記名人のみが使用することができます。

- 2 第16条の規定によりSFをチャージしたI r u C a定期券にあつては、I r u C a定期券の券面表示区間外又は券面表示の有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、第22条の規定を準用して乗車することができます。

(無効となる場合)

第39条 I r u C a定期券は、次の各号の1に該当する場合、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 記名人以外の者が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となったI r u C a定期券を使用した場合
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間又は通学の事実を偽って購入したI r u C a定期券を使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- (5) I r u C a定期券を所持する旅客が別表3-2で定める所持資格を失った後に当該I r u C a定期券を使用した場合
- (6) その他不正乗車的手段として使用した場合

- 2 偽造、変造又は不正に作成されたI r u C a定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用未遂の場合の取扱方)

第40条 偽造、変造又は不正に作成されたI r u C a定期券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

- 2 前項に規定するほか、I r u C a定期券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。
- 3 前各項により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第41条 第39条第1項の規定により、I r u C a定期券を無効として回収した場合は、第26条及び当社旅客営業規則第105条により定められた旅客運賃・増運賃を收受します。

(紛失再発行)

第42条 I r u C a定期券の記名人が当該I r u C a定期券を紛失した場合で、別に定める申込書をI r u C a定期券取扱い窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失したI r u C a定期券(SF残額がある場合は当該SFを含みます。)の使用停止措置を行い、その翌々日の窓口営業日から14日以内に再発行を行います。

- (1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該I r u C a定期券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。
- (3) 再発行を行う前に、I r u C a定期券の処理を行う全ての機器に対して当該I r u C a定期券の使用停止措置が完了していること。

- 2 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するI r u C a定期券1枚につき紛失再発行の手数料100円とデポジット500円を現金で收受します。
- 3 当該I r u C a定期券の使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- 4 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したI r u C a定期券を発見した場合は、旅客は、これをI r u C a定期券取扱い窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したI r u C a定期券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。

(当社の免責事項)

第43条 紛失したI r u C a定期券の使用停止措置が完了するまでの間に、当該I r u C a定期券の払いもどしやS Fの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

(障害再発行)

第44条 I r u C a定期券の破損等によってI r u C a定期券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をI r u C a定期券取扱い窓口へ提出したときは、当該I r u C a定期券（S F残高がある場合は当該S Fを含みます。）の再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(払いもどし)

第45条 旅客は、I r u C a定期券が不要となった場合は、これをI r u C a定期券取扱い窓口へ差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該I r u C a定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びS F残額を払いもどします。
 - (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びS Fの残額を払いもどします。
 - (3) 券面表示の有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合はS F残額を払いもどします。
 - (4) 前各号により取り扱う場合は、手数料としてI r u C a定期券1枚につき100円を収受します。
 - (5) 前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。
- 2 S Fのみの払いもどしを請求することはできません。
- 3 前項にかかわらずI r u C a定期券を所持する旅客が別表3-2に定める所持資格を失ったことにより当該I r u C a定期券の払いもどしを請求する場合はS Fのみの払いもどしを行いません。この場合、手数料は収受しません。

(同一駅で出場する場合の取扱方)

第46条 旅客は、I r u C a定期券で入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間（券面表示の有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。）の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

- 2 旅客は、I r u C a定期券で入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、発駅情報の消去処理を受けなければなりません。ただし、一定時間内であれば出場用の自動改札機により発駅情報を消去することができます。

(列車の運行不能の場合の取扱方)

第47条 券面表示が有効期間内のI r u C a定期券を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客営業規則第122条に定める定期乗車券の取扱い、によるほか、S FをチャージしたI r u C a定期券を所持し券面表示区間外を乗車する場合又は券面表示の有効期間開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降に乗車する場合は、第32条の規定に準じて取り扱います。

- 2 当社が不通区間に対して振替輸送等他の輸送手段を講じた場合の取扱方は別に定めるところによります。

第4章 ICカード乗車券の他社利用

(他社での I r u C a 乗車券による乗車の取扱方)

第48条 第8条の規定にかかわらず、当社以外で I r u C a 乗車券が利用できる施設（以下、「他の施設」といいます。）において、I r u C a 乗車券による乗車の取扱いを行います。

- 2 I r u C a 乗車券が利用できる他の施設は次のとおりです。

- ・ことடன்バス株式会社の定めるバス路線内
- ・小豆島オーリーブバス株式会社の定めるバス路線内
- ・大川自動車株式会社の定めるバス路線内
- ・高松市等香川県内の自治体が定めるコミュニティ・バス及び乗合タクシー路線内

(他の施設における取扱範囲等)

第49条 他の施設における I r u C a 乗車券による取扱いについては、当該施設の定めるところによります。

第5章 IruCa 提携カード

(I r u C a 提携カードの取扱い)

第50条 企業・学校など他の団体と提携して発行する I r u C a 提携カードの取扱いについては、当該団体との間で定めるところによります。

第6章 他社が発行した IC カード乗車券

(他社が発行した I C カード乗車券による乗車等の取扱い)

第51条 他社が発行した I C カード乗車券のうち、当社で利用が可能なものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。

- 2 他社が発行した I C カード乗車券のうち、当社線で利用が可能な I C カード乗車券は次のとおりとします。ただし、各社が発行する特定割引（小人割引を除く）が設定されているカードは使用できないものとします。

- (1) Kitaca（北海道旅客鉄道株式会社発行）
- (2) PASMO（株式会社パスモ発行）
- (3) Su I C a（東日本旅客鉄道株式会社発行）
- (4) モノレール Su I C a（東京モノレール株式会社発行）
- (5) りんかい Su I C a（東京臨海高速鉄道株式会社発行）
- (6) manaca/マナカ（株式会社エムアイシー/株式会社名古屋交通開発機構発行）
- (7) TO I C A（東海旅客鉄道株式会社発行）
- (8) PiTaPa（株式会社スルッと KANSAI 発行）
- (9) I C O C A（西日本旅客鉄道株式会社発行）
- (10) はやかけん（福岡市交通局発行）
- (11) nimoca（株式会社ニモカ発行）
- (12) SUGOCA（九州旅客鉄道株式会社発行）

- 3 前項に定める I C カード乗車券で当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第5条から第9条まで、第11条、第12条、第22条から第26条まで、第31条、第32条の規定を準用します。この

場合、他社が発行した I C カードを媒体としたストアードフェアカードについては「I r u C a」の規定を準用するものとします。

- 4 他社が発行した I C カード乗車券に対する I r u C a ポイントサービスの取扱い、他社 I C カード乗車券の発売、券面表示事項の再印字、個人情報を書換え、紛失再発行、障害再発行、交換、移し替え、払いもどしを行いません。

(他社が発行した I C カード乗車券の使用方法)

第 5 2 条 他社が発行した I C カード乗車券を用いて乗車するときは、第 8 条に定める利用エリア内の駅相互間を自動改札機による改札を受けて入場し、同一の I C カード乗車券で自動改札機による改札を受けて出場しなければなりません。

- 2 前項の定めにかかわらず、他社が発行した I C カード乗車券は、I r u C a 取扱い窓口で精算することができます。

(他社が発行した I C カード乗車券の所有権)

第 5 3 条 他社が発行した I C カード乗車券の所有権は、発行者局の約款および取扱い規則によります。

(他社が発行した I C カード乗車券のチャージ)

第 5 4 条 他社が発行した I C カード乗車券は、I r u C a 取扱い窓口でチャージすることができます。

- 2 他社が発行した I C カード乗車券のチャージ限度額については、発行者局の約款および取扱い規則によります。

(他社が発行した I C カード乗車券の S F 残額の確認)

第 5 5 条 旅客は、他社が発行した I C カード乗車券の S F 残額を携帯端末、I r u C a 取扱い窓口又は自動改札機で確認することができます。

(S F 利用履歴の確認)

第 5 6 条 旅客は他社が発行した I C カード乗車券の利用履歴を I r u C a 取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴は、最新 2 6 週間の利用履歴から 2 0 件までさかのぼって印字することができます。ただし、当社内の利用履歴以外について印字できないものがあります。
- (2) 利用履歴の印字内容は、S F を使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、残額とします。ただし、当社内の利用履歴以外について表示できないものがあります。
- (3) 次の場合、利用履歴の確認はできません。
 - ア 出場処理がされていない利用履歴
 - イ 第 5 2 条の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴
 - ウ 2 6 週間を経過した利用履歴

附則 この公告は、平成16年11月24日から施行します。

一部改定 平成21年3月31日

一部改定 平成23年1月11日

一部改定 平成24年4月1日

一部改定 平成26年10月1日

一部改定 平成29年10月1日

一部改定 平成30年3月3日

一部改定 2020年11月28日

一部改定 2021年10月1日

一部改定 2021年12月1日

一部改定 2023年12月15日

一部改訂 2026年2月1日

【I r u C a取扱い窓口のある駅】

琴平線 高松築港・片原町・瓦町・栗林公園・伏石・太田・仏生山・一宮・綾川・琴電琴平

長尾線 高田・長尾

志度線 八栗・琴電志度

【I r u C a定期券取扱い窓口のある駅】

琴平線 高松築港・片原町・瓦町・栗林公園・伏石・太田・仏生山・一宮・琴電琴平

長尾線 高田

志度線 八栗

別表1（第4条）I r u C a乗車券の種類

種類		対象	
I r u C a	フリーI r u C a	一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。	
	スクールI r u C a	学生の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。	
	グリーンI r u C a	障害者の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。	
	キッズI r u C a	小児の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。	
	ゴールドI r u C a	高松市または綾川町在住で満70歳以上の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ乗車券をいいます。	
I r u C a 定期券	通勤 I r u C a 定期券	大人	一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ定期券をいいます。
		こども	小児の方を対象としたストアードフェアカード（キッズI r u C a）の機能をもつ定期券をいいます。
		障害者	障害者の方を対象としたストアードフェアカード（グリーンI r u C a）の機能をもつ定期券をいいます。
	通学 I r u C a 定期券	大人	通学を目的とする一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ定期券をいいます。
		こども	通学を目的とする小児の方を対象としたストアードフェアカード（キッズI r u C a）の機能をもつ定期券をいいます。
		障害者	通学を目的とする障害者の方を対象としたストアードフェアカード（グリーンI r u C a）の機能をもつ定期券をいいます。

別表2（第16条）チャージ額

取扱い機器	1回あたりのチャージ取扱金額
I r u C a乗車券発売窓口	2万円以下の1,000円単位の任意の額
自動チャージ機	1,000円・2,000円・5,000円・10,000円
携帯端末	500円・1,000円・2,000円・3,000円・5,000円・10,000円

別表3-1 (第19条) I r u C a の所持資格

発売券種	所持資格	更新期限
フリー I r u C a	なし	なし
スクール I r u C a	学校教育法第1条に規定された学校及び同法82条・83条に規定されかつ当社が指定した学校の生徒の方が所持できます。	毎年 3月31日
グリーン I r u C a	1) 身体障害者手帳・療育手帳・被爆者手帳・精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるものに限る）の交付を受けた方が所持できます。 2) 第1種身体障害者手帳・第1種療育手帳・第1種精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種の記載のあるものに限る）の交付を受けた方が介護者と同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。 3) 12歳未満の第2種身体障害者手帳・第2種療育手帳・第2種精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第2種の記載のあるものに限る）の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。	発売日 （更新日） から6ヶ月
キッズ I r u C a	6歳以上12歳未満の方が所持できます。（13歳未満の小学校の児童を含む。）	毎年 3月31日
ゴールド I r u C a	高松市または綾川町在住で満70歳以上の方が所持できます。	発売日 （更新日） から6ヶ月

別表3-2 (第35条) I r u C a 定期券の所持資格

発売券種		所持資格
通勤 I r u C a 定期券	大人	なし
	こども	6歳以上12歳未満(13歳未満の小学校の児童を含む。)の方が所持できます。
	障害者	1) 第1種身体障害者手帳・第1種療育手帳・第1種精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種の記載のあるものに限る)の交付を受けた方が介護者と同一の期間・区間を同乗される場合、身体障害者とその介護者の方が所持できます。 2) 12歳未満の第2種身体障害者手帳・第2種療育手帳・第2種精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第2種の記載のあるものに限る)の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。
通学 I r u C a 定期券	大人	学校教育法第1条に規定された学校及び同法82条・83条に規定されかつ当社が指定した学校の生徒であって、通学証明書を提出された方が所持できます。
	こども	通学I r u C a定期券大人の発売条件に該当し、かつ6歳以上12歳未満(13歳未満の小学校の児童を含む。)の方が所持できます。
	障害者	通学I r u C a定期券大人の発売条件に該当し、かつ第1種身体障害者手帳・第1種療育手帳・第1種精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種の記載のあるものに限る)の交付を受け、介護者と同一の期間・区間を同乗される場合の身体障害者の方が所持できます。

項目	第1種 身体障害者 第1種 知的障害者 第1種 精神障害者		第2種 身体障害者 第2種 知的障害者 第2種 精神障害者		被爆者 本人
	障害者と 介護者が 利用	障害者のみ単独 の利用	12歳未満の障 害者と介護者が 利用	障害者のみ単独 の利用	
通勤 I r u C a 定期券	●	×	●	×	×
通学 I r u C a 定期券	●	×	●	×	×

●印 障害者割引が適用 ×印 障害者割引は非適用

(注) 1) 障害者割引の定期券は障害者本人と介護者がともに乗車する場合にのみ発売します。障害者が単独で乗車する場合は発売できません。2) 介護者には通勤 I r u C a 定期券(障害者割引適用)を発売します。

別表3-3 障害者等の割引適用条件一覧

券種	適用者	割引率
通勤 I r u C a 定期券	障害者本人・介護者	通勤定期券の半額 ※
通学 I r u C a 定期券	障害者本人	通学定期券の半額 ※

※但し、こども用 I r u C a 定期券については小児旅客運賃から更なる割引はしません。

別表4（第33条）回数割引の割引率一覧表

利用回数/ 月間	計算に使用する割引率					実質割引率				
	1回～ 10回	11回～ 30回	31回～ 40回	41回～ 50回	51回 以上	1回～ 10回	11回～ 30回	31回～ 40回	41回～ 50回	51回 以上
スクール IruCa	5%	15%	25%	30%	35%	2.6～ 5.3%	10.5～ 14.9%	21.1～ 25.0%	26.3～ 30.0%	31.6～ 34.9%

別表5-1（第19条・第35条）
IruCa乗車券 購入申込書の様式

IruCa乗車券 購入申込書
※初回購入時コマデポジット(預り金)500円が必要です。

お申込み日	年 月 日	新規・継続	
-------	-------	-------	--

1 IruCa定期券を購入の方

定期券種別	通勤・通学	割引区分	身体障害者・こども
ご利用期間	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月		
ご利用区間	駅から 駅間		
使用開始日	年 月 日から		
SFへのチャージ	円	お支払い	現金・クレジット

※IruCa定期券を継続購入の方で変更事項がない場合、3 共通項目のご記入を省略いただけます。

2 IruCaを購入の方

IruCaカード種別	フリー・スクール・シニア・グリーン・キッズ
------------	-----------------------

3 共通項目

フリガナ	性別	生年月日
お名前 姓 名	男・女	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
郵便番号	住所	
	県 市 町	
電話	電話番号(マイフンを記入せずに左詰で記入下さい)	

【重要】正確にご記入いただけない場合IruCa乗車券の再発行が出来ない場合があります。

4 通学定期券を購入の方

学校名	部科・学年
学校所在地	※ 学校印

※新規購入時及び年度始めは、学校印が必要となります。

ご記入頂いた個人情報(IruCaのサービスに関する事のみ)は、第三者に譲渡、提供することはありません。

別表5-2（第19条）
ゴールドIruCa専用購入申込書の様式

ゴールドIruCa(イルカ)専用 購入申込書

お申込み日	年 月 日	初回購入金額には、カード預かり金500円を含んだ額をご記入下さい。
初回購入金額	円	例 初回購入金額を2,000円と記入された場合、1,500円が初回利用可能額となります。

フリガナ	性別	生年月日	年齢
名前 姓 名	男・女	年 月 日	歳
郵便番号	フリガナ		
	住所		
電話	() -	日中連絡のとれる電話番号をご記入下さい。	

以下のアンケートにご協力をお願いします。該当する項目に○をつけて下さい。

1. 電車及びバスをご利用される頻度を下記よりお選びください。
 ・ほぼ毎日・週に1,2回・月に1,2回・ほとんど利用しない・その他()

2. これまでに、電車やバスを利用された際の、運賃のお支払方法を下記より、お選び下さい。
 ・切符及び現金・IruCa(フリー・シニア・定期・その他)・その他()

【重要】

・正確にご記入頂いていない場合、IruCa乗車券の再発行、払い戻しが出来ない場合があります。
 ・ゴールドIruCaは6ヵ月に1度、カードの更新が必要です。IruCa取扱窓口までお越し下さい。
 また、更新の際はご本人確認(名前、生年月日、住所)ができる証明書をご提示下さい。
 ・ゴールドIruCaの利用対象者については、IruCa取扱窓口の係員にお問い合わせ下さい。
 ・ご記入いただいた個人情報は、IruCaに関するお知らせ、電車・バスに関する情報提供など、お客様へのよりよいサービスを提供する目的でのみ使用し、お客様の承諾なく、第三者に開示、提供することはありません。

ここでん記入欄

受付駅	受付者
カードID	K D
本人確認に使用した証明書	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付) <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他()
対象となる自治体に○をつけて下さい。	高松市・綾川町 其他、備考欄

ICカード乗車券取扱規定（ことでんバス編）

第1章 総則

（この規定の目的）

第1条 この規定は、ことでんバス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICカードを媒体とした乗車券及びストアードフェアカード（以下「ICカード乗車券」といいます。）による当社路線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容と利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第2条 高松琴平電気鉄道株式会社が発行するICカード乗車券（以下「I r u C a乗車券」といいます。）による当社路線に係る旅客の運送等については、この約款の定めるところによります。

2 この約款が改定された場合、以後のI r u C a乗車券による旅客の運送等については、改定された約款の定めるところによります。

3 この約款に定めていない事項については、別に定めるものによります。別に定めるものの主なものには、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年4月1日実施）があります。

（用語の意義）

第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

（1）「当社路線」とは、当社の経営する全路線をいいます。

（2）「S F（ストアードフェア）」とは、I r u C a乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いに充当するものをいいます。

（3）「I r u C a」とは、ストアードフェアカード（切符を購入するのではなく、リーダーライターで直接運賃の支払を行うカード）の機能のみをもつICカード乗車券をいいます。

（4）「I r u C a定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、高松琴平電気鉄道株式会社が運行する電車の定期乗車券とストアードフェアカードの機能をもつICカード乗車券をいい、当社ではS F部分のみ利用できます。

（5）「リーダーライター（R/W）」とは、バス車内に設置した装置で、乗車処理をするため乗車口に設置したもの（以下「乗車R/W」といいます）と降車処理をするため降車口の運賃箱に組み込まれて設置したもの（以下「降車R/W」）があります。

（6）「チャージ」とは、I r u C a乗車券に入金してS Fを積み増しすることをいいます。

（7）「デポジット」とは、返却することを条件にICカード乗車券の利用権の代価として収受するものをいいます。

（I r u C a乗車券の種類）

第4条 当社で利用できるI r u C a乗車券の種類は別表1に定めるものとします。

（契約の成立時期及び適用規定）

第5条 I r u C a乗車券による契約の成立時期は、I r u C a乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、バス車内の乗車R/Wで乗車処理をしたときとします。

（規定等の変更）

第6条 これに基づいて定められた規定等は、予告なしに変更することがあります。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、これに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(利用エリア)

第8条 I r u C a乗車券の利用エリアは当社全路線とします。

(使用方法)

第9条 I r u C a乗車券を用いて乗車するときは乗車 R/W で乗車処理を行い、降車するときは降車 R/W で降車処理を行わなければなりません。

(発売箇所)

第10条 I r u C aの発売はI r u C a取扱い窓口で行います。

2 当社の都合により、前項で定めた発売箇所以外で発売することがあります。

(制限事項等)

第11条 1回の乗車につき、2枚以上のI r u C a乗車券を同時に使用することはできません。

2 乗車時に使用したI r u C a乗車券を降車時に使用しなかった場合は、当該I r u C a乗車券で再び乗車することはできません。

3 次の各号の1に該当する場合には、I r u C a乗車券は直接リーダーライターで使用することができません。

(1) 乗車時にS F残額がない(0円)とき

(2) 降車時にS F残額が減額する運賃相当額に満たないとき

(3) I r u C a乗車券の破損、リーダーライターの故障等によりI r u C a乗車券の内容の読み取りが不能となったとき

4 偽造、変造又は不正に作成されたI r u C a乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第12条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

(1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・降車方法の制限

2 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係施設等に掲示します。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(ICカードの所有権)

第13条 I r u C a乗車券に使用するICカードの所有権は発行元である高松琴平電気鉄道株式会社に帰属します。

2 I r u C a乗車券が不要となったとき及びそのI r u C a乗車券を使用する資格を失ったときは、ICカードを返却しなければなりません。

3 高松琴平電気鉄道株式会社の都合により、予告なく貸与したICカードを交換することがあります。

(デポジット)

第14条 当社はI r u C a乗車券を発売するにあたり、高松琴平電気鉄道株式会社が所有するICカードを旅客に貸与するものとします。この場合、デポジットとしてICカード1枚につき500円を収受します。

2 前項にかかわらず、デポジットの額を変更することがあります。

3 I r u C a乗車券として利用したICカードを旅客が返却したときは、第15条、第24条、第25条に定める場合を除き、当社は発売時に収受したデポジットを返却します。

4 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(IruCa 乗車券の失効)

第15条 カードの交換、SFの使用、SFのチャージ又はIruCa乗車券の更新のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われない場合にはIruCa乗車券は失効します。

2 前項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第16条 旅客はIruCa乗車券に、降車R/W、IruCa取扱い窓口及び自動チャージ機でチャージすることができます。

2 IruCa乗車券には、別表2に定めるいずれかの額をチャージすることができます。ただし、1枚当たりのSF残額は20,000円を超えることはできません。

(SF残額の確認)

第17条 旅客はIruCa乗車券のSF残額をリーダーライター又は自動チャージ機及びIruCa取扱い窓口で確認することができます。

(SF利用履歴の確認)

第18条 旅客はIruCa乗車券の利用履歴をIruCa取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 利用履歴は、最近の利用履歴から60件までさかのぼって印字することができます。

(2) 利用履歴の印字内容は、SFを使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、残額とします。

(3) 次の場合、利用履歴の確認はできません。

ア 降車処理がされていない利用履歴

イ 第9条の規定により改札を受ける場合で、自動改札機による処理が完全に行われなかったときの履歴

ウ 26週間を経過した利用履歴

第2章 IruCa (IruCa 定期券のSF部分を含む)

(IruCa 所持資格)

第19条 IruCa各種カードの所持資格は別表3に定めるものとします。

2 「スクールIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」の購入に際して氏名、生年月日及びその他の必要事項を別表5に定めるIruCa購入申込書(ゴールドIruCaについては、別表6に定める専用購入申込書)に記載し、提出しなければなりません。

3 「スクールIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」は個人で複数枚を購入することはできません。

(発売額)

第20条 IruCaの発売額は2,000円(デポジット500円を含む)です。

2 前項にかかわらず、発売額を変更して発売することがあります。

(更新期限)

第21条 「スクールIruCa」、「グリーンIruCa」、「キッズIruCa」、「ゴールドIruCa」にはカード利用の更新期限があります。各種IruCaの更新期限は別表3に定めるものとし、「スクールIruCa」、「キッズIruCa」、の更新はIruCa取扱い窓口において更新期限の14日前

より受け付けます。「グリーン I r u C a」、「ゴールド I r u C a」の更新は I r u C a 取扱い窓口において随時受け付けます。「スクール I r u C a」、「グリーン I r u C a」、「ゴールド I r u C a」の更新手続きには学生証、公的証明書、身体障害者手帳等の提示による本人確認が必要となります。

(運賃の減額)

第 2 2 条 I r u C a を第 9 条の規定により使用する場合、降車時に I r u C a の S F から当該乗車区間の片道普通旅客運賃を減額します。この場合、「グリーン I r u C a」、「ゴールド I r u C a」は片道普通旅客運賃の半額の運賃を「キッズ I r u C a」は小児片道普通旅客運賃を、その他の I r u C a については片道普通旅客運賃を出場時に S F から減額します。

(効力)

第 2 3 条 第 9 条の規定により使用する場合の I r u C a の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において片道 1 回の乗車に限り有効なものとします。また、「フリー I r u C a」から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には、小児が使用することができます。
- (2) 「スクール I r u C a」、「グリーン I r u C a」、「キッズ I r u C a」、「ゴールド I r u C a」は記名人のみが使用することができます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 乗車後は、当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

第 2 4 条 I r u C a は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 「スクール I r u C a」、「グリーン I r u C a」、「キッズ I r u C a」、「ゴールド I r u C a」を本人以外の者が使用した場合
 - (2) I r u C a を所持する旅客が第 19 条で定める所持資格を失った後に当該 I r u C a を使用した場合
 - (3) 旅行開始後の I r u C a を他人から譲り受けて使用した場合
 - (4) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 偽造、変造又は不正に作成された I r u C a を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用未遂の場合の取扱い)

第 2 5 条 偽造、変造又は不正に作成された I r u C a を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

- 2 前項に規定するほか、I r u C a を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。
- 3 前各号により無効として回収する場合は、デポジットは返却しません。

(不正使用等に対する旅客運賃・割増運賃の収受等)

第 2 6 条 第 24 条第 1 項の規定により、I r u C a を無効として回収した場合は、旅客の乗車停留所からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- 2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車停留所が判明しない場合は、そのバスの始発地から乗車したものとして計算します。

(紛失再発行)

第27条 I r u C aを紛失した場合で、別に定める申込書をI r u C a取扱い窓口へ提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失したI r u C aの使用停止措置を行い、その翌々日の窓口営業日から14日以内に再発行を行います。

- (1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときは、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該I r u C a記名人本人であることを証明できること。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されていること。
 - (3) 再発行を行う前に、I r u C aの処理を行う全ての機器に対して当該I r u C aの使用停止措置が完了していること。
- 2 「フリーI r u C a」であっても、前項(2)の情報を登録したI r u C aについては、再発行が可能です。
- 3 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するI r u C a1枚につき紛失再発行手数料100円とデポジット500円を現金で収受します。
- 4 当該I r u C aの使用停止の申し込みを受け付けた後、これを取り消すことはできません。
- 5 第1項及び第2項の取扱いを行った後に、紛失したI r u C aを発見した場合は、旅客は、これをI r u C a取扱い窓口へ差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したI r u C aとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いをおこないます。

(当社の免責事項)

第28条 紛失したI r u C aの使用停止措置が完了するまでの間に当該I r u C aの払いもどしやSFの使用等で生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

(障害再発行)

第29条 I r u C aの破損等によってI r u C aの処理を行う機器での取扱い不能となった場合は、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書をI r u C a取扱い窓口へ提出したときは、当該I r u C aのSF残額と同額のI r u C aの再発行の取扱いを行うことがあります。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(払いもどし)

第30条 旅客は、I r u C aが不要となった場合は、これをI r u C a取扱い窓口へ差し出して、当該I r u C aのSF残額の払いもどしを請求することができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該I r u C aの記名人本人であることを証明したとき(無記名の「フリーI r u C a」はこの限りでない)に限って払いもどしを行い、デポジットを返却します。この場合、手数料としてI r u C a1枚につき100円を申し受けます。

- 2 前条にかかわらず、I r u C aを所持する旅客が別表3で定める所持資格を失ったI r u C aの払いもどしをする場合は、手数料を収受しません。

(回数割引)

第31条 第22条による減額を行う場合、「スクールI r u C a」は、利用回数に応じた割引(以下「回数割引」といいます。)を適用した割引後の額を減額します。なお、回数割引の割引額は、片道普通旅客運賃に別表4に定める利用回数に応じた割引率を乗じ、計算で生じた10円未満の端数は切捨てます。ただし、切捨てることにより割引が生じない場合に限り切上げます。

- 2 回数割引の適用期間は、カード購入後の初回乗車日を割引開始日とし、その日から1ヶ月後を割引終了日とします。更に、割引終了日を過ぎた初回乗車日を新たな割引開始日とし、その日から1ヶ月

月後を次の割引終了日とします。以後、この適用期間を繰り返します。

- 3 回数割引の割引率を求める利用回数は、割引を受けようとする乗車を含めて積算した利用回数です。なお、割引開始日から積算を開始し割引終了日を過ぎた時点でそれまで積算してきた利用回数は初期化されます。
- 4 前項にかかわらず、割引率を変更することがあります。
- 5 「フリー I r u C a」、「グリーン I r u C a」、「キッズ I r u C a」、「ゴールド I r u C a」には回数割引は適用されません。

(電車との乗継割引)

第32条 第32条 「フリー I r u C a」、「スクール I r u C a」を使用して高松琴平電気鉄道株式会社の電車からバスを同日中に乗り継いだ場合、電車とバスを乗り継いだことによる割引（以下「乗継割引」といいます。）を適用した割引後の額を減額します。ただし、バスから電車に乗り継いで既に電車運賃で乗継割引の適用を受けた場合は、その後バスに乗り継いでも、連続して乗継割引の適用はありません。

- 2 前項にかかわらず、高松琴平電気鉄道株式会社が発行する I r u C a 定期券の券面表示が定期有効期間内で「通勤 I r u C a 定期券（大人）」、「通学 I r u C a 定期券（大人）」の SF を利用して当社路線を利用した場合、乗継したものとみなし、バス運賃より割引します。
- 3 乗継割引は、当社と高松琴平電気鉄道株式会社及び高松市補助金の合計 100 円を運賃から割引します。
- 4 前項にかかわらず、割引額を変更することがあります。
- 5 「グリーン I r u C a」、「キッズ I r u C a」、「ゴールド I r u C a」には乗継割引は適用されません。

(バスとの乗継割引)

第33条 「フリー I r u C a」、「スクール I r u C a」を使用してバス・バス乗継割引対象路線から同日中にことんバスへ乗り継いだ場合、乗り継いだことによる割引（以下「バス・バス乗継割引」といいます。）を適用した割引後の額を減額します。ただし、ことんバスからバス・バス乗継割引対象路線に乗り継いで既にバス・バス乗継割引の適用を受けた場合は、その後ことんバスに乗り継いでも、連続してバス・バス乗継割引の適用はありません。

- 2 バス・バス乗継割引対象路線は次のとおりです。
 - 塩江町コミュニティバス
 - 国分寺町コミュニティーバス
 - 山田地区乗合タクシー
- 3 バス・バス乗継割引は、当社と高松市補助金の合計 100 円を運賃から割引します。
- 4 前項にかかわらず、割引額を変更することがあります。
- 5 「グリーン I r u C a」、「キッズ I r u C a」、「ゴールド I r u C a」にはバス・バス乗継割引は適用されません。
- 6 ことんバス同士の乗継については適用されません。

第3章 IC カード乗車券の他社利用

(他社での I r u C a 乗車券による乗車の取扱方)

第34条 第8条の規定にかかわらず、当社以外で I r u C a 乗車券が利用できる施設（以下、「他の施設」とい

います。)において、I r u C a乗車券による取扱いを行います。

2 I r u C a乗車券が利用できる他の施設は次のとおりです。

高松琴平電気鉄道株式会社の定める区間

小豆島オーリーブス株式会社の定めるバス路線内

大川自動車株式会社の定めるバス路線内

高松市等香川県内の自治体が定めるコミュニティ・バス及び乗合タクシー路線内

(他の施設における取扱い範囲等)

第35条 他の施設におけるI r u C a乗車券による取扱いについては、当該施設の定めるところによります。

第4章 IruCa 提携カード

(IruCa 提携カードの取扱い)

第36条 企業・学校など他の団体と提携して発行するI r u C a 提携カードの取扱いについては、当該団体と高松琴平電気鉄道株式会社との間で定めるところによります。

第5章 他社が発行したICカード乗車券

(他社が発行したICカード乗車券による乗車等の取扱い)

第37条 他社が発行したICカード乗車券のうち、当社で利用が可能なものについては、当社全路線内において乗車等の取扱いを行います。

2 他社が発行したICカード乗車券のうち、当社全路線で利用が可能なICカード乗車券は次のとおりとします。ただし、各社が発行する特定割引(小人割引を除く)が設定されているカードは使用できないものとします。

- (1) Kitaca (北海道旅客鉄道株式会社発行)
- (2) PASMO (株式会社パスモ発行)
- (3) Su I C a (東日本旅客鉄道株式会社発行)
- (4) モノレール Su I C a (東京モノレール株式会社発行)
- (5) りんかい Su I C a (東京臨海高速鉄道株式会社発行)
- (6) manaca/マナカ (株式会社エムアイシー/株式会社名古屋交通開発機構発行)
- (7) TO I C A (東海旅客鉄道株式会社発行)
- (8) PiTaPa (株式会社スルッと KANSAI 発行)
- (9) I C O C A (西日本旅客鉄道株式会社発行)
- (10) はやかけん (福岡市交通局発行)
- (11) nimoca (株式会社ニモカ発行)
- (12) SUGOCA (九州旅客鉄道株式会社発行)

3 前項に定めるICカード乗車券で当社全路線において乗車等の取扱いをする場合は、第5条から第8条まで、第11条、第12条、第22条から第26条までの規定を準用します。この場合、他社が発行したICカードを媒体としたストアードフェアカードについては「I r u C a」の規定を準用するものとします。

4 他社が発行したICカード乗車券に対するI r u C a ポイントサービスの取扱い、他社ICカード乗車券の発売、券面表示事項の再印字、個人情報を書換え、紛失再発行、障害再発行、交換、移し替え、払いもどしを行いません。

(他社が発行した IC カード乗車券の使用方法)

第 3 8 条 他社が発行した IC カード乗車券を用いて乗車するときは、乗車 R/W で乗車処理を行い、降車するときは降車 R/W で降車処理を行わなければなりません。

(他社が発行した IC カード乗車券の所有権)

第 3 9 条 他社が発行した IC カード乗車券の所有権は、発行社局の約款および取扱い規則によります。

(他社が発行した IC カード乗車券のチャージ)

第 4 0 条 他社が発行した IC カード乗車券は、降車 R/W、I r u C a 取扱い窓口でチャージすることができます。

2 他社が発行した IC カード乗車券のチャージ限度額については、発行社局の約款および取扱い規則によります。

(他社が発行した IC カード乗車券の S F 残額の確認)

第 4 1 条 旅客は、他社が発行した IC カード乗車券の S F 残額をリーダーライター又は I r u C a 取扱い窓口で確認することができます。

(S F 利用履歴の確認)

第 4 2 条 旅客は他社が発行した IC カード乗車券の利用履歴を I r u C a 取扱い窓口にて、次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 利用履歴は、最新 2 6 週間の利用履歴から 20 件までさかのぼって印字することができます。ただし、当社内の利用履歴以外について印字できないものがあります。

(2) 利用履歴の印字内容は、S F を使用した利用日、取扱種別、取扱箇所、残額とします。ただし、当社内の利用履歴以外について表示できないものがあります。

(3) 次の場合、利用履歴の確認はできません。

ア 降車処理がされていない利用履歴

イ 26 週間を経過した利用履歴

附 則 この約款は、平成 16 年 11 月 24 日から施行します。

一部改正 平成 21 年 3 月 31 日

一部改正 平成 23 年 1 月 11 日

一部改正 平成 24 年 4 月 1 日

一部改正 平成 26 年 10 月 1 日

一部改正 平成 29 年 10 月 1 日

一部改正 平成 31 年 3 月 2 日

一部改正 令和 2 年 12 月 1 日

一部改正 令和 3 年 10 月 1 日

一部改正 令和 8 年 2 月 1 日

【I r u C a 取扱い窓口】

高松駅バス定期券発売所

瓦町バス定期券発売所

バス車内（無記名フリー I r u C a 乗車券のみ発売）

別表1 (第4条) I r u C a乗車券の種類

種 類		対 象	
I r u C a	フリー I r u C a	一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券を いいます。	
	スクール I r u C a	学生の方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券を いいます。	
	グリーン I r u C a	障害者の方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券 をいいます。	
	キッズ I r u C a	こどもの方を対象としたストアードフェアカードの機能を持つ乗車券 をいいます。	
	ゴールド I r u C a	高松市または綾川町在住で満70歳以上の方を対象としたストアード フェアカードの機能を持つ乗車券をいいます。	
※ I r u C a 定期券	通勤 I r u C a 定期券	大人	一般の方を対象としたストアードフェアカードの機能をもつ定期券を いいます。
		子ども	小児の方を対象としたストアードフェアカード(キッズI r u C a) の機能をもつ定期券をいいます。
		障害者	障害者の方を対象としたストアードフェアカード(グリーンI r u C a)の機能をもつ定期券をいいます。
	通学 I r u C a 定期券	大人	通学を目的とする一般の方を対象としたストアードフェアカードの機 能をもつ定期券をいいます。
		子ども	通学を目的とする小児の方を対象としたストアードフェアカード(キ ッズI r u C a)の機能をもつ定期券をいいます。
		障害者	通学を目的とする障害者の方を対象としたストアードフェアカード (グリーンI r u C a)の機能をもつ定期券をいいます。

※当社においては、I r u C a定期券のS F部分のみが利用できます。

別表2 (第16条) チャージ額

取扱い窓口	1回当たりの積み増し取り扱い金額				
高松駅バス案内所	2万円以下の1,000円単位の任意の額				
瓦町バス案内所					
バス車内	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
自動チャージ機	1,000円	2,000円	5,000円	10,000円	

別表3 (第19条) I r u C aの所持資格

種別	所持資格	更新期限
フリーI r u C a	なし	なし
スクールI r u C a	学校教育法第1条に規定された学校及び同法82条・83条規定されかつ当社が指定した学校の生徒の方が所持できます。	毎年3月31日
グリーンI r u C a	1)身体障害者手帳・療育手帳・被爆者手帳・精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるものに限る)の交付を受けた方が所持できます。 2)第1種身体障害者手帳・第1種療育手帳・第1種精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種の記載のあるものに限る)の交付を受けた方が介護者と同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。 3)12歳未満の第2種身体障害者手帳・第2種療育手帳・第2種精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第2種の記載のあるものに限る)の交付を受けた方の介護者として同一の期間・区間を同乗される場合、その介護者の方が所持できます。	発売日(更新日)から6ヶ月
キッズI r u C a	6歳以上12歳未満の方が所持できます。(13歳未満の小学校の児童を含む)	毎年3月31日
ゴールドI r u C a	高松市または綾川町在住で満70歳以上の方が所持できます。	発売日(更新日)から6ヶ月

別表4 (第31条)回数割引の割引率一覧表

利用回数 /月間	計算に使用する割引率					実質割引率				
	1回~ 10回	11回~ 30回	31回~ 40回	41回~ 50回	51回 以上	1回~ 10回	11回~ 30回	31回~ 40回	41回~ 50回	51回 以上
スクール I r u C a	15%	25%	30%	40%	50%	9.1~ 15.0%	18.2~ 25.0%	25.0~ 30.0%	35.3~ 40.0%	45.5~ 50.0%
グリーン I r u C a	普通旅客運賃の半額									
キッズ I r u C a										
ゴールド I r u C a										

別表5 (第19条)

IruCa乗車券 購入申込書の様式

IruCa乗車券 購入申込書			
※初回購入時にはデポジット(預り金)500円が必要です。			
お申込み日	年 月 日	新規・継続	
1 IruCa定期券を購入の方			
定期券種別	通勤・通学	割引区分	身体障害者・子ども
ご利用期間	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月		
ご利用区間	駅から	駅間	
使用開始日	年 月 日から		
SFへのチャージ	円	お支払い	現金・クレジット
※IruCa定期券を継続購入の方で変更事項がない場合、3 共通項目のご記入を省略いただけます。			
2 IruCaを購入の方			
IruCaカード種別	フリー・スクール・ シニア ・グリーン・キッズ		
3 共通項目			
フリガナ	性別		生年月日
お名前	姓	名	男・女 明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
郵便番号	住所		
	県	市	町
電話	電話番号はハイフンを記入せず に左詰で記入下さい		
【重要】 正確にご記入いただけない場合IruCa乗車券の再発行が出来ない場合があります。			
4 通学定期券を購入の方			
学校名	部科・学年		
学校所在地	※ 学校印		
※新規購入時及び年度始めは、学校印が必要となります。			
ご記入頂いた個人情報(IruCaのサービスに関する)ことのみとし、第三者に譲渡、提供することは一切ございません。			

別表6 (第19条)

ゴールドIruCa専用購入申込書

ゴールドIruCa(イルカ)専用 購入申込書					
お申込み日	年 月 日	初回購入金額には、カード預かり金500円を含んだ額をご記入下さい。			
初回購入金額	円	例 初回購入金額を2,000円と記入された場合、1,500円が初回利用可能額となります。			
フリガナ		性別	生年月日	年齢	
名前	姓	名	男・女	年 月 日	歳
郵便番号	フリガナ				
	住所				
電話	() -	日中連絡のとれる電話番号をご記入下さい。			
以下のアンケートにご協力お願い致します。該当する項目に○をつけて下さい。					
1. 電車及びバスをご利用される頻度を下記よりお選びください。					
・ほぼ毎日・週に1,2回・月に1,2回・ほとんど利用しない・その他()					
2. これまでに、電車やバスを利用された際の、運賃のお支払方法を下記より、お選び下さい。					
・切符及び現金・IruCa(フリー・シニア・定期・その他)・その他()					
【重要】					
・正確にご記入頂いていない場合、IruCa乗車券の再発行、払い戻しが出来ない場合があります。					
・ゴールドIruCaは6ヵ月に1度、カードの更新が必要です。IruCa取扱窓口までお越し下さい。					
また、更新の際はご本人確認(名前、生年月日、住所)ができる証明書をご提示下さい。					
・ゴールドIruCaの利用対象者については、IruCa取扱窓口の係員にお問い合わせ下さい。					
・ご記入いただいた個人情報は、IruCaに関するお知らせ、電車・バスに関する情報提供など、お客様へのよりよいサービスを提供する目的でのみ使用し、お客様の承諾なく、第三者に開示、提供することはありません。					
ことடன்記入欄					
受付駅			受付者		
カードID	K D				
本人確認に使用した証明書	<input type="checkbox"/> 自転車運転免許証・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付) <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他()				
対象となる自治体に○をつけて下さい。	高松市・綾川町		その他、備考欄		

I r u C a 電子マネー取扱約款

(この約款の目的)

第1条 この約款は、高松琴平電気鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、I r u C a 電子マネーの利用者に提供する加盟店におけるサービス内容と、利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 加盟店での商品購入等の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

2 ICカード等による旅客の運送等については、「高松琴平電気鉄道株式会社ICカード乗車券取扱約款（平成16年11月24日公告）」（以下「ICカード乗車券取扱約款」といいます。）その他の利用できる施設が別に定めるものによります。

(用語の意義)

第3条 この約款における主な用語の定義は、次の各号に定めがない場合、ICカード乗車券取扱約款に定めるとおりとします。

- (1)「I r u C a 電子マネー」とは、発行者が発行した、ICカード等に記録された金銭的価値をいいます。
- (2)「ICカード等」とは、利用者がI r u C a 電子マネーを保管・利用するための、ICチップを内蔵する「I r u C a」、「I r u C a 定期券（ストアードフェアカードの機能をもつものに限ります。）」等の記録媒体をいいます。
- (3)「発行者」とは、当社又は、当社との提携によりICカード等を発行する会社もしくは組織をいいます。
- (4)「利用者」とは、I r u C a 電子マネー取扱約款に同意し、I r u C a 電子マネーを利用される方をいいます。
- (5)「チャージ」とは、当社が定める方法でICカード等にI r u C a 電子マネーを積み増しすることをいいます。
- (6)「端末」とは、当社の定める仕様に合致し、I r u C a 電子マネーの読取り、引去り及び当社が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダー・ライター）をいいます。
- (7)「移転」とは、ネットワーク、端末等を媒介することにより、ICカード等に記録されている一定額のI r u C a 電子マネーを引き取り、発行者の電子計算機、ICカード等又は加盟店の端末に同額のI r u C a 電子マネーが積み増しされることをいいます。
- (8)「加盟店」とは、当社とI r u C a 電子マネー利用加盟店契約を締結し、I r u C a 電子マネーの利用により、利用者に物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品等（以下、「商品等」といいます。）を提供するものをいいます。当社が、I r u C a 電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、当社も加盟店にあたるものとみなします。
- (9)「電子マネー取引」とは、利用者が加盟店より、商品等を購入し、金銭等に換えてI r u C a 電子マネーを加盟店の端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。
- (10)「加盟店の端末」とは、当社から加盟店に設置及び利用が許され、かつ加盟店が当社のために管理する端末をいいます。

(加盟店での電子マネーの利用)

第4条 利用者は、別表第1号のI r u C a 電子マネーのサービスマークを掲示した加盟店で、I r u C a 電

子マネーを利用して商品等を購入することができるものとします。

- 2 前項の定めにかかわらず、利用者は、1回の電子マネー取引につき2枚以上のICカード等を同時に利用することはできません。
- 3 第1項の場合、利用者のICカード等から当該加盟店の端末に、商品等の代金額に相当するI r u C a電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとします。
- 4 商品等の代金額及びI r u C a電子マネー残額は、I r u C a電子マネーの移転が完了した時点で、加盟店の端末等に表示され、利用者は、当該代金表示額及びI r u C a電子マネー残額表示金額に誤りのないことを確認するものとします。なお、その場で異議の申し出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとみなします。
- 5 当社及び発行者は、利用者が加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、責任を負わないものとします。

(前条のご利用後に生じた事由)

第5条 前条のI r u C a電子マネーの移転がなされた後、利用者と加盟店との間でI r u C a電子マネー移転の原因となった行為が無効、取消し、解除その他いかなる事由が生じた場合であっても、当該I r u C a電子マネーの返還はできません。

(I r u C a電子マネーが利用できない場合)

第6条 利用者には、以下の各号に定める場合においては、第4条に基づくご利用ができないことをあらかじめご承認いただきます。

- (1) 利用者のICカード等に記録保存されていたI r u C a電子マネーが、変造又は不正に作成されたものであるとき。
- (2) システムの通信時、又はシステムの保守管理等のために利用の制限又は停止が必要な場合。
- (3) システムの障害時、ICカード等もしくは端末の破損又は電磁的影響その他事由によるI r u C a電子マネーの破損もしくは消失、その他の事由による端末の使用不能の場合。
- (4) ICカード等が不正乗車的手段としての使用その他の不正使用又はその未遂等の理由により、ICカード乗車券取扱約款に定めるものに従って、無効となり回収された場合。
- (5) I r u C a電子マネーの利用又はI r u C a電子マネーのチャージのいずれかの取扱い(I Cカード乗車券取扱約款に定める自動改札機での入場又は出場、SFの使用、SFのチャージ又はI r u C a乗車券の更新、カード交換を含みます。)を行った日の翌日を起算として、10年間これらの取扱いが行われなかった場合。
- (6) その他やむを得ない事由のある場合。

(取扱対象外商品等)

第7条 有価証券及び金券等のほか、当社が別途定める商品等については、I r u C a電子マネー取引はできません。

(責任制限)

第8条 I r u C a電子マネーを利用することができないことにより、利用者が生じた不利益又は損害については、当社又は発行者はその責任を負わないものとします。

(約款の変更)

第9条 当社は、本約款を変更することができるものとします。

- 2 本約款を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社所定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がI r u C a電子マネーを購入又は使用したときは、当社は

利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

(規定の準用)

第10条 ICカード乗車券取扱約款の第13条（ICカードの所有権）、第14条（デポジット）、第15条（IruCa乗車券の失効）、第16条（チャージ）、第18条（SF利用履歴の確認）、第27条（紛失再発行）、第28条（当社の免責事項）、第29条（障害再発行）、第30条（払いもどし）、その他ICカード乗車券の権利内容に係る基本的事項を定めた規定のうち旅客運送に関するもの以外の規定は、IruCa電子マネーについて、準用するものとし、この場合「SF」を「IruCa電子マネー」に、「IruCa」「IruCa定期券」「IruCa乗車券」を「ICカード等」と読み替えることとします。但し、第18条の準用にかかわらず、印字及び表示される利用履歴の内容に、取扱箇所（取扱加盟店）の印字及び表示は行いません。

(IruCa電子マネー用チャージ機でのチャージ)

第11条 ICカード等にIruCa電子マネー用チャージ機でチャージを行うことができます。ただし、1枚あたりのIruCa電子マネーの残額は20,000円を超えることはできません。

附則

この公告は、平成18年11月1日から施行します。

平成19年12月3日 改定

別表第1号（第4条第1項）

加盟店に対する表示

